

第5節 地域リハビリテーション支援推進事業

石川県では、平成14年度より高齢や障害のある住民が、寝たきりや要介護状態になることを予防する介護予防を推進するため、リハビリテーションが総合的かつ一貫性をもって提供され、また身近な市町で日常生活動作の仕方や趣味活動、社会活動の方法を相談でき、さらに、必要に応じ適切な福祉用具を活用しつつ自立支援（指導）が受けられるよう、地域リハビリテーション支援推進事業を実施している。

1 地域リハビリテーション実務者研修会 （石川県リハビリテーションセンター主催の研修に共催）

(1) 目的

施設や在宅における高齢者や障害者の生活行為を向上するためには、生活機能に係る状態をアセスメントし、自己能力を活用し生活を自立して過ごせるようにするためのリハビリテーションサービスを充実する必要がある。生活期リハビリテーションの充実を図ることを目的として、高齢者や障害者のサービス担当者を対象に生活機能向上に向けた計画の立て方とアプローチ方法について学ぶことを目的とする。

(2) 開催日時

平成24年10月18日（木）

10:20～15:50

(3) 対象者

介護保険法及び障害者自立支援法関連施設職員、市町地域包括支援センター等職員

(4) 内容及び参加者

「生活機能向上に向けた計画の立て方とアプローチ」

参加者：28名

講義

①「生活機能向上に向けた計画の立て方とアプローチ」

講師 みのり倶楽部みつや

作業療法士 酒井 広勝 氏

②「動作能力向上に向けた計画の立て方とアプローチ」

講師 石川県リハビリテーションセンター

理学療法士 荒木 茂 氏

③「失語症に対する見方とアプローチ」

講師 やわたメディカルセンター

言語聴覚士 中山 さやか 氏

2 福祉用具・住宅改修相談支援事業

石川県では、平成10年度より地域における高齢者や障害者の自立と社会参加を促進するため、福祉用具や住宅改修等の相談に応ずるとともに、福祉用具等の普及を図る目的で、当センター及び能登北部保健福祉センターに福祉用具・住宅改修相談センターを設置した。平成14年度より、地域リハビリテーション支援推進事業の一環として実施している。実施にあたっては、県リハビリテーションセンターとの連携のもと、地域での福祉用具の相談や普及、住宅改修に対する支援を行っている。

(1) 福祉用具の展示・試用

福祉用具の試用貸出状況については、延22件だった（表1）。

表1 福祉用具貸出状況 平成24年度

福祉用具種別	貸出件数
車いす	2
入浴用具	10
コミュニケーション用具	7
食事用具	3
合計	22

(2) 福祉用具実技研修会

(石川県リハビリテーションセンター主催の研修に共催)

ア 目的

高齢者や身体等に障害のある方の中には、いすや車いすを利用した座位姿勢で日常生活を送る方が多い。その方々が、安定した座位姿勢をとり、生活環境を整えることにより、日常生活動作が行いやすくなり、自立度の向上や介助量の軽減に繋がる。特に排泄は、人が生きていくうえで毎日数回行われる行為であり、移動、移乗、更衣、姿勢保持等、複数の動作からなるため、動作の仕方や介助がどの程度必要かによって、日々の生活や社会参加に大きく影響する。

そこで、排泄動作をテーマとした研修会を開催し生活動作と環境、車いすとの関係について学ぶことを目的とする。

イ 開催日時

平成 24 年 6 月 27 日 (水)

10:30～15:30

ウ 内容

テーマ「動作・環境・車いすを考える
～トイレ編～」

講義及び実技

石川県リハビリテーションセンター

技 術 北野 義明 氏

作業療法士 寺田 佳代 氏

エ 参加者

介護保険法及び自立支援法関連施設職員、
介護支援専門員等 14名

第 6 節 健康危機管理

保健所は地域における健康危機管理の拠点として、平常時から日常業務を通じ、健康被害の発生を未然に防止することに努めている。

1 健康危機管理研修会

第 7 章第 4 節 研修・学生指導に記載